

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ส.2/2567
เรื่อง การปรับปรุงการส่งเสริมการลงทุนอุตสาหกรรมดิจิทัล

非公式訳
投資委員会委員会布告
第 Sor. 2/2567 号
件名：デジタル産業の投資奨励の改定

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号 件名：国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置に引き続き、

デジタル事業の投資促進が、変化するデジタル産業のビジネス形態および技術に対応し、デジタル製品およびサービスの開発の向上を促進し、柔軟性と迅速さを求めるデジタル産業の民間企業の事業運営を支援するため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 仏暦 2565 年 12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号末尾のリストの事業 8.1 および事業 8.2 のうち事業 8.2.1 を廃止し、代わりに以下の内容を使用する。

事業	条件	恩典
8.1 デジタル業 8.1.1 ソフトウェア、デジタルサービスまたはデジタルコンテンツ提供のためのプラットフォーム開発	1. 奨励申請後の追加費用である情報技術分野のタイ人人員の給与費用および／または臨時の情報技術分野のタイ人人員の給与費用から計算されるプロジェクトの最低投資金額が年間 150 万バーツ以上であること。 2. 事務局が指定する、タイ国内においてソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発プロセスを有すること。 3. 全ての小売業および卸売業にはこの奨励を与えない。 4. 恩典行使を申請する年に実際に発生する支出リストから各年の法人所得税免除の恩典行使の上限額を以下のとおり定める。なお、当該支出の 100%を上限として法人所得税の免除額を計算する。	A2

事業	条件	恩典
8.1.2 ソフトウェア、デジタルサービスまたはデジタルコンテンツ提供のためのプラットフォーム改善事業	- 奨励申請日前の情報技術分野のタイ人人員と比較して増員した情報技術分野のタイ人人員の給与費用 - 臨時の情報技術分野のタイ人人員の給与費用 - 情報技術開発に関連するコースでのタイ人人員のスキルを向上させるための研修・訓練費用 - ISO29110 または CMMI レベル 2 以上の規格に定める品質システム認定証明書またはそれらに相当する国際規格の認定証明書を取得するための費用 5. 既存または中古の機械の使用を認める。 6. 投資奨励を受けた日から 12 か月以内に事業を開始しなければならない。なお、事業開始時期を延長することは認めない。 7. 機械の輸入時期を延長することは認めない。 1. 奨励申請後の追加費用である情報技術分野のタイ人人員の給与費用および／または臨時の情報技術分野のタイ人人員の給与費用から計算されるプロジェクトの最低投資金額が年間 150 万バーツ以上であること。 2. 事務局が指定する、ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォームまたは販売またはサービス提供するデジタルコンテンツの改善計画を提出しなければならない。 3. 業種の変更は認めない。 4. 既存または中古の機械の使用を認める。 5. 投資奨励を受けた日から 12 か月以内に事業を開始しなければならない。なお、事業開始時期を延長することは認めない。 6. 機械の輸入時期を延長することは認めない。 7. 奨励を受けた事業に従事するための土地の所有権は認めない。	B

事業	条件	恩典
8.2 デジタルインフラ 8.2.1 データセンター	1. サーバーのコ・ロケーション (Co-location)、マネージドサービス (Managed Service)、サーバーのバックアップサービス、災害復旧サービス (Disaster Recovery Services: DRS)、データホスティングサービス (Data Hosting) などのサービスを提供すること。 2. コンピュータ設備の電気使用 (IT Load) を保証するため 2MW 以上の電気システムを設置すること。 3. 国内・国際通信センターへ 4 回線以上高速通信回線を設置した通信システムを有すること。なお、国内回線は、速度が 10Gbps 以上で最低 3 回線を有し、システム全体の合計速度は 60Gbps 以上であること。 4. メンテナンス中またはシステム内の機器交換中にもサービスを継続して提供できること (Concurrently Maintainable)。 5. データセンター全体の電力需要に対応できる連続定格 (Continuous Rating) のエンジン発電機 (Engine Generator) システムを有すること。また、いずれかのエンジン発電機が故障または停止した場合におけるバックアップシステムを有すること。 6. UPS、IT 冷却、UPS 冷却のバックアップデバイスまたはバックアップシステムを有し、メインデバイスに動作不良が発生した場合、直ちに作動させ、サービスに影響がないようにすること。 7. 配電システムにおいてバックアップ用の独立配信経路を有すること (Independent Distribution Paths) 8. 機器の破壊または作動停止による損害リスクを防ぐためのフェイルセーフシステムを有すること。 9. 高効率の空調システムおよびそのバックアップシステムを有すること。 10. 全域に防火システムを有すること。 11. 24 時間体制のセキュリティシステムを有すること。	A1

事業	条件	恩典
	12. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、 ISO/IEC27001（データセンター）の認証を取得すること。 13. 国際品質基準 ISO9000 ないし ISO14000 またはこれと同等のその他国際基準を取得する必要はない。	

第2項 範囲、基準、法人所得税免除の方法、法人所得税免除の対象となる収入形態の詳細の指定、ソフトウェアの開発プロセス、デジタルサービスまたはデジタルコンテンツの提供のためのプラットフォームの指定など関連手続きの基準および方法を定める布告を投資委員会事務局に委任する。

尚、只今より有効とする。

布告日 仏暦 2567 年（2024 年）3 月 15 日

パーンプリー・パヒターヌコーン

副首相

投資委員会委員長